



INUYAMA  
CENTRAL HOTEL

# 犬山セントラルホテル 宿泊約款

(総 則)

当館の公共性及びお客様の安全かつ快適なご利用を確保するため、下記の規則をお守りいただくこととしております。この規則をお守りいただけないお客様については、ご宿泊の継続及び館内施設のご利用をお断りさせていただくこととなります。また、館内の設備・備品等を破損した場合はその修復または買い替えに係る費用、その間売り止めになる室料をご負担いただく場合がございます。

## 記

- (1) 客室を許可なしに宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- (2) 館内及び客室内で、喫煙以外の火気をご使用にならないでください。
- (3) 火災防止のため、ベッド上では喫煙なさらないでください。
- (4) 喫煙室及びレストラン以外での喫煙 (IQOS 等の電子たばこ等も含む) はなさらないでください。
- (5) 宿泊者ご本人様以外の客室への入室はなさらないでください。  
(ご面会は1階ロビーでお願いいたします)
- (6) 館内及び客室内の備品を所定の場所から移動させないでください。
- (7) 館内及び客室内の器具並びに備品の現状を許可なしに変更及び手を加えないでください。
- (8) 館内及び客室内には次に掲げるものを持ち込みにならないでください。
  - ア. 動物、鳥類等 (盲導犬等の介助動物は除く)
  - イ. 悪臭を発するもの
  - ウ. 常識的な量を超える物品
  - エ. 銃砲、刀剣類
  - オ. 火薬、揮発油等発火、引火しやすいもの
  - カ. 調理器具、暖房器具
  - キ. その他、他の宿泊客の安全を脅かすと思われるもの
- (9) 館内及び客室内で声高、放歌または喧嘩等行為はおやめください。
- (10) 館内及び客室内でとばくや、公序良俗に反する行為をなさらないでください。
- (11) 館内で許可なしに他のお客様に広告物の配布や、物品の販売、寄付・署名を集めたりしないでください。
- (12) ホテルの衛生管理や他のお客様の健康管理上、支障となるような疾病等をお持ちの方のご宿泊はお断りさせていただくことがあります。
- (13) 廊下やロビー等の公共の場所に所持品を放置なさらないでください。
- (14) 客室からお掛けになる電話には利用料を加算させていただきます。
- (15) 他のお客様に迷惑となる写真・動画撮影等は固くお断りさせていただきます。
- (16) お客様のご希望により、2昼夜の清掃不要希望はお受けいたしますが、3昼夜以上ご宿泊の場合は、客室の衛生維持管理のため清掃をさせていただきます。

## (適用範囲)

- 第1条 当館が、宿泊客と締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は慣習によるものとし、
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に係らず、その特約が優先するものとし、

## (宿泊契約の申込)

- 第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出るものとします。
- (1) 宿泊する者の氏名
  - (2) 宿泊日及びおおよその到着時刻
  - (3) その他当館が必要と認める事項
  - (4) 海外の宿泊客については、パスポートの記載事項
- 2 宿泊客が、宿泊の継続中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の長延を申し入れた場合、当館はその申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとし、

## (宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超え、1週間までは3日間。1週間を超える場合は最高10日間)の基本宿泊料金を限度として当館が定める申込金の支払いを求められます。

## (宿泊契約の締結の拒否)

- 第4条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により、客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者及びその他の反社会的勢力とその構成員
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
    - ハ 法人で、その役員及び事業活動構成員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (5) 宿泊しようとする者が、言動の危うい泥酔者等であるとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。

- (8) 宿泊に関し、反社会的・暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊いただくことができないとき。

## (宿泊の登録)

- 第5条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録するものとします。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、電話番号及び会社名
  - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号
  - (3) 到着時間、出発日
  - (4) その他当館が必要と認める事項

## (宿泊料金等の支払い)

- 第6条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等は、基本室料と朝食料金及び消費税の合計金額とします。
- 2 前項の規定による宿泊料金等は、フロントカウンター及び当館作成のパンフレット等に掲示する料金表によります。
  - 3 前項の宿泊料金等の支払いは、原則前払いとし、通貨又は当館が認めた商品券、クレジットカード等これに代わりえる方法によるものとする。
  - 4 当館が、宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けるものとします。

## (申込金の支払いに関する特約)

- 第7条 第3条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項に規定する申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

## (宿泊客の契約解除権)

- 第8条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除く)は、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。  
ただし、当館が第7条の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
  - 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の22時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客の都合により解除されたものとみなします。

## (当館の契約解除権)

第9条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は、同行をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
  - ハ 法人で、その役員及び事業活動構成員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し、反社会的・暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊いただくことができないとき。
- (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備及び館内設備等に対するいたづら、その他、当館の安全、衛生管理上支障となる行為が行われたとき。
- (8) その他、本約款の総則及び各条文並びにその他当館の定める利用規則に定める事項に対する違反があったとき。

2 当館が、前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は請求いたしません。なお、前項に基づき解除がなされた場合であっても、前項に定める行為により、当館が損害を負った場合には、当該宿泊客はなお、当館に対してその損害を賠償する義務を負います。

## (客室の利用時間)

第10条 宿泊客が、当館の客室を利用できる時間(以下、規定時間という)は、午後3時から翌朝10時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日利用することができます。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める規定時間外の客室の利用に応じることがあります。この場合においては、次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 規定時間前からの利用
    - ・ 宿泊日の午前11時以降、午後1時までの間からの利用については、基本室料の40%
    - ・ 宿泊日の午後1時以降、午後3時までの間からの利用については、基本室料の20%
  - (2) 規定時間を超過しての利用
    - ・ 出発日の12時(正午)までの超過利用については、基本室料の30%
    - ・ 出発日の15時までの超過利用については、基本室料の50%
    - ・ 15時以降の超過利用については、基本室料の100%

## (利用規則の遵守)

第11条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## (営業時間)

第12条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとします。

- (1) フロント・キャッシャー等
    - イ. 門限は、午前1時
    - ロ. フロントサービスは、午前5時30分から翌日の午前1時まで
  - (2) 飲食等(施設)
    - イ. 朝食のみ、午前7時から午前9時30分まで
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合は、適当な方法でお知らせします。

## (当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又は、それらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

## (契約した客室の提供ができないとき)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設が斡旋できないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。

ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由が認められないときは、補償料を支払いません。

## (寄託物等)

第15条 宿泊客がフロントに物品等を預ける場合、宿泊客は必ず、その寄託物品中に現金や貴重品が含まれるか否かを申告しなくてはならず、寄託物品中に、現金や貴重品が含まれる場合、当館において、お預かりをさせていただくかを判断させていただきます。

なお、当館の判断において貴重品の預かりを行う場合、当館から宿泊客に対して、必ず別途預かり証を発行することとし、第2項以下に定める、滅失等の場合において、宿泊者において預かり証を所持しない場合には、寄託物品中に貴重品等がある旨の申告が行われなかったものと推定します。

2 宿泊客がフロントに預けた物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが当館従業員の故意又は過失がある場合、当館は、その損害を賠償します。

ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は3万円を限度としてその損害を賠償します。

3 宿泊客からフロントに預けられなかった、且つ、あらかじめ種類及び価額の明告のない、当館内に持ち込んだ物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが当館従業員の故意又は過失による場合、関係機関に報告の上、1万円を限度としてその損害を賠償します。

## (手荷物又は携行品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が承諾したときに限って責任をもって保管し、宿泊客のチェックインの際にお渡しします。

ただし、貴重品、生ものについてはお取り扱いができません。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携行品が当館内に置き忘れられていた場合において、その所有者から連絡があった場合はその取扱いの指示を求めます。

ただし、所有者から連絡がない場合は、発見日を含め30日間(生ものは当日限り)保管し、その後適当な手段で処分します。

## (駐車場)

第17条 宿泊客が、当館の駐車場を利用する場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当館は駐車する場所を貸すものであって、車両の管理責任までを負うものではありません。

2 当館が管理する駐車場が満車で利用できない場合は、当館が提携する有料駐車場を案内します。ただし、当該駐車場において生じた損害については、当館は一切その責を負いません。

## (宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客にその損害の賠償をしていただきます。

## (免責事項)

第19条 当館内からのインターネット通信のご利用については、お客様ご自身の責任において行っていただくものとします。

2 インターネット通信のご利用中にシステム障害その他の事由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。

3 お客様のインターネット通信の不適切なご利用により、第三者に損害が生じた場合は賠償をしていただきます。

## 別表 違約金(第8条第2項関係)

1名から19名様

解除通知受理日	不泊	当日	前日
基本室料に対する割合	100%	50%	30%

20名様以上

解除通知受理日	不泊	当日	前日	2日前～7日前
基本室料に対する割合	100%	50%	30%	20%

※1 %は基本室料に対する違約金の比率です。

※2 インターネットで販売するプランにて定められた違約金規定はこの約款に優先します。

※3 別途「予約確認書」等での宿泊契約をした場合には、当該違約金規定はこの約款に優先します。